

平成28年3月版

健康保険被扶養者認定 に係る手続きについて

- はじめに
- 被扶養者認定基準 P. 1
- 被扶養者の範囲【別紙1】 9
- 認定対象者の収入の取り扱い【別紙2】 10
- 被扶養者申請時の提出書類【別紙3】 12
- 提出書類の説明【別紙4】 18
- 認定日及び削除日の取り扱い【別紙5】 20
- 扶養状況届【別紙6】 21
- Q&A【別紙7】 23
- 被扶養者認定に係る法令・通知等【参考】 35

滋賀県自動車健康保険組合



Q & A

No. 2 平成28年3月版

(No.1は廃止)



===== もくじ =====

【1】被扶養者の認定を受けたい場合 ~

ご家族の収入の減少等で、健康保険の被扶養者の認定を受けたいとき

【2】被扶養者の認定を受けている場合 ~

被扶養者認定を受けている方の収入増加や生活状況等が変わったとき
(新たな収入を得ることになった、勤務状況が変わった、別居 など)

===== 用語の説明 =====

- [注1] 60歳以上とは、60歳以上又は障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者をいう。
- [注2] 賞与の支給がある場合は、年間賞与額を12で除して月収に加える。また、交通費の支給（課税または非課税）がある場合は、月収に加える。
- [注3] その他の収入とは、不動産収入、事業収入、農業収入、副業収入、利子配当収入、健康保険給付金（傷病手当金・出産手当金）等をいう。
- 年金収入とは、国民年金、遺族年金、障害年金等すべての年金収入をいう。年金額は、介護保険料等控除前の金額をいう。
- 別居の記載が無いものは、同居の家族を指す。

===== 提出書類 =====

認定を受けたいとき
《認定書類》

下記①～⑧以外の書類もご提出
いただく場合があります

- ①健康保険被扶養者異動届
- ②所得証明書（最新年度）
　　高校生・義務教育終了前は不要
- ③直近3ヶ月分の給与明細書（写）
　　（いずれの月もパートまたはアルバイト）
- ④労働契約書（写）
　　（月収が確認できる契約書）
- ⑤雇用保険離職票1と2（写）
- ⑥年金改定通知書または振込通知書
　　の写し（最新）
- ⑦傷病手当金または出産手当金の
　　支給決定通知書（写）
- ⑧申請対象者の年金手帳
　　（被保険者の配偶者で60歳未満の方）

削除するとき
《削除書類》

- Ⓐ健康保険被扶養者異動届
- Ⓑ健康保険被保険者証（保険証）
　　下記の交付を受けている場合は
　　保険証と併せて返納してください
- 高齢受給者証
- 限度額適用認定証
- 特定疾病受療証



【1】被扶養者の認定を受けたい場合



被扶養者異動届は、扶養する事実が生じてから1ヶ月以内に届出ください
事由発生から1ヶ月以上経過後は、受付日とします
必要書類の不足等により届書を返戻し、扶養する事実が生じてから1ヶ月を
経過した日以降の再提出の場合は、再受付日を認定日とします
ただし、提出書類に不備がある場合は、受付日で認定できない場合があります



妻(夫)が退職しました。在職中は、雇用保険に加入していました。失業給付金を受給する予定ですが、妻(夫)は被扶養者になれますか。妻(夫)は無収入です。

A.1

①受給開始までの間…他の収入がなければ、被扶養者になれます

《認定書類》①②⑤⑧をご提出ください。

②受給開始後…原則、被扶養者になれません

《削除書類》ⒶⒷをご提出ください。

削除手続きを行わなかった場合または遅れた場合は、受給開始日まで遡って資格を削除し、受給開始日以後に受診された医療費は遡って返納していただきます。

ただし、受給金額(基本手当日額)が、3,612円(60歳以上〔注1〕は5,000円)未満の場合は被扶養者になれます。

他の収入〔注3〕がある場合は合算して算出します。



出産手当金を受給中の妻が退職しました。
妻は被扶養者になれますか。

A.2

出産手当金を受給する場合は、受給日額が3,611円以下であれば被扶養者になれます。

《認定書類》①②⑦⑧を提出してください。

3,612円以上の場合は、受給期間(産後56日)終了後に申請してください。

ただし、出産手当金受給後に失業給付金を受給する場合は、原則、被扶養者になれません。

(Q 1 の A ②参照) なお、他の収入〔注3〕がある場合は含めて算出します。



来月に出産予定の妻が会社を退職しました。
妻は被扶養者になれますか。

- A.3** その他の収入〔注3〕がある場合は、合算して算出します。
②出産手当金が受給できない(受給資格がない)場合は、被扶養者になります。
①出産手当金が受給できるとき
受給日額が3,611円以下の場合は、被扶養者になります。
受給日額が3,612円以上の場合は、受給できる期間は被扶養者になれません。



妻(30歳代)は、現在パート勤務をしています。毎月のパート収入は変動があります。
その他の収入はありません。妻は被扶養者になれますか。

- A.4** 直近3ヶ月(いずれの月もパート)の平均月収が、108,333円以下の場合は被扶養者になれます。《認定書類》①②③⑧と、パート勤務が3ヶ月に満たない場合は④を併せて提出してください。
ただし、被扶養者認定後に、直近3ヶ月の平均月収が、108,334円以上となった場合は、被扶養者になれません。《削除書類》ⒶⒷをご提出ください。
なお、賞与・交通費の支給がある場合〔注2〕またはその他の収入〔注3〕がある場合は含めて算出します。
削除手続きを行わなかった場合または遅れた場合は、遡って資格を削除し、削除日以後の医療費は返納していただきます。



妻(40歳)のパート月収が13万円でしたが、労働条件の変更により月収10万円になりました。いつから被扶養者認定が受けられますか。

- A.5** 月収が10万円になった日から認定を受けたい場合は、その日から1ヶ月以内に届出ください。
《認定書類》①②④⑧を提出してください。
ただし、賞与・交通費の支給がある場合〔注2〕またはその他の収入〔注3〕がある場合は含めて算出します。



妻は勤務先の健康保険に加入していましたが、両親の介護のため月15日出勤に変更しました。健康保険から脱退しますが、私の被扶養者にできますか。

- A.6** 妻の月収が108,333円以下の場合は、被扶養者になります。
《認定書類》①②④⑧を提出してください。
ただし、賞与・交通費の支給がある場合〔注2〕またはその他の収入〔注3〕がある場合は含めて算出します。
月収が108,334円以上の場合は、被扶養者になれません。



Q.7 結婚しました。新居建築中で、お互い実家で生活しています。妻は無収入のため両親に面倒をみてもらっています。妻は被扶養者になれますか。

A.7 妻は、両親によって生計を維持されていますので、被扶養者になれません。



子どもが生まれました。共働き夫婦です。
出生児は、私(妻)の扶養者になれますか。

A.8 原則として、収入の多い方の扶養者になります。



夫が退職しました。失業給付金を受給する予定です。夫が在職中、子ども(10歳)は夫の被扶養者になっていました。子どもは私の被扶養者になれますか。

A.9 夫が無収入であれば、被扶養者になれます。《認定書類》①を提出してください。

子どもが高校生の場合は①と学生証(写)、大学生の場合は①②を提出してください。

通学のため被保険者と別居している場合は在学証明書、アルバイト等の収入がある場合は③または④を併せて提出してください。

ただし、再就職や失業給付金の受給開始により、被保険者(妻)の収入より多くなった場合は夫の加入する健康保険に移行してください。《削除書類》ⒶⒷを提出してください。



子どもが会社を退職後、フリーターになりました。月々の収入も安定しません。
フリーターの子どもは被扶養者になれますか。

A.10 直近3ヶ月(いずれの月もフリーター)の平均月収が、108,333円以下の場合は被扶養者になれます。《認定書類》①②③④をご提出ください。

ただし、被扶養者認定後に、直近3ヶ月の平均月収が、108,334円以上となった場合は、被扶養者になれません。削除手続き(《削除書類》ⒶⒷ提出)後、国民健康保険に加入してください。手続きを行わなかった場合または遅れた場合は、遡って資格を削除し、削除日以後の医療費は返納していただきます。

なお、賞与・交通費の支給がある場合【注2】またはその他の収入【注3】がある場合は含めて算出します。



病気療養中の息子が会社を退職しました。しばらく働くことができません。
私(父)の被扶養者にできますか。

A.11 傷病手当金を受給する場合は、受給日額が3,611円以下であれば被扶養者になります。

《認定書類》①②⑦を提出してください。

3,612円以上の場合は、被扶養者になれません。

また、失業給付金を受給する場合は、原則、被扶養者になれません。(Q 1 の A ②参照)

なお、その他の収入[注3]がある場合は、収入基準額未満の場合に被扶養者になります。



無職の娘が離婚し、孫(5歳)を連れて実家に戻ってきました。娘と孫を私の被扶養者にできますか。

A.12 被保険者(親)との生計維持関係が認められれば認定が受けられます。

《認定書類》①②を提出してください。

ただし、養育費等を受け取っている場合や、娘に収入がある場合は、総合的に判断することになります。



母(40歳・パート月収10万円・配偶者と離婚)は、私(月収15万円・賞与なし)の被扶養者になりますか。

A.13 母は、年間収入130万円未満ですが、被保険者の収入の2分の1を超えるため被扶養者になれません。



母(40歳・パート年収100万円・遺族年金年額150万円)と妹(高1)の3人暮らしです。私の年収は250万円です。母と妹は私の被扶養者になりますか。

A.14 母は、収入基準額(年間収入130万円)を超えてるので被扶養者になれません。

親の子に対する扶養義務は兄弟姉妹よりも強いことから、妹は被保険者の被扶養者になれません。

ただし、母の収入によっては母と妹は被扶養者となることができる場合があります。



同居の父(70歳・無職・年金収入)と母(68歳・パート収入・年金収入)は、私(息子)の被扶養者になれますか。

A.15 次の条件をすべて満たした場合は、被扶養者になれます。

- ②主として被保険者(息子)により生計を維持されている
- ④それぞれの年収が180万円未満
- ⑤被保険者(息子)の年収の2分の1未満

《認定書類》①と、父は②⑥、母は②③⑥を提出してください。
ただし、被扶養者認定を受けている家族の数や、総合的な判断によっては被扶養者になれない場合があります。

④は、父母とも60歳未満は130万円未満です。
父(または母)が60歳以上は180万円未満、母(または父)が60歳未満は130万円未満です



母(パート先で健康保険に加入)がいますが、父(70歳・年金収入150万円)は、私(息子)の被扶養者になれますか。

A.16 「夫婦はお互いに扶養する義務を負う」ことから、原則、母の被扶養者となり、被保険者(息子)の被扶養者になれません。



父(60歳・無収入)は退職金で母(58歳・パート年収100万円)と生活しています。
私(息子)夫婦と同居することになりました。父母は私の被扶養者になれますか。

A.17 父母とも収入基準額未満であっても、被保険者(息子)によって生計を維持されていない場合は被扶養者になれません。



父(月収10万円)・母(月収8万円)と別居しています。銀行から月15万円を振り込みをしています。両親は私の被扶養者になれますか。

A.18 被扶養者になれません。

両親の収入以上の仕送りがあった場合においても、仕送り後の被保険(息子)の生計等を総合的に判断しますので、必ずしも被扶養者になれるものではありません。



父が健康保険の被保険者でしたが、75歳になったため後期高齢者医療制度に移行しました。父の被扶養者であった母は私(息子)の被扶養者になれますか。

A.19

父が後期高齢者医療制度に移行すると、被扶養者の母は国民健康保険に加入することになります。父が後期高齢者医療制度に移行することを事由として、息子の被扶養者となることはできません。



父(75歳)と母(70歳)は自営業をしていましたが、廃業しました。両親を私(息子)の被扶養者にできますか。

A.20

父は、後期高齢者医療制度(75歳以上)の加入者のため被扶養者になれます。

母は、次の条件をすべて満たした場合に被扶養者になれます。

⑦主として被保険者(息子)により生計を維持されている

⑧父母それぞれの年収が180万円未満

⑨母の年収が被保険者(息子)の年収の2分の1未満

《認定書類》①と、父の②⑥、母の②⑥を提出してください。

ただし、被扶養者認定を受けている家族の数や、総合的な判断によっては被扶養者になれない場合があります。



母は遺族年金収入(月額8万円)で、ひとりで近所に住んでいます。生活援助のため毎月10万円を手渡しています。母は被扶養者になれますか。

A.21

当組合は、手渡しによる生活の援助は認めていません。

認定を希望する場合は、《認定書類》①⑥と、銀行振込等の仕送り援助が確認できる書類(3ヶ月以上)提出してください。

ただし、仕送り後の被保険者の生計等を総合的に判断したうえで認定するか否か決定します。



母(58歳)はパート(月額4万円)と遺族年金(月額7万円)の収入があります。今年度の所得証明書は給与収入50万円でした。母は被扶養者になれますか。

A.22

税法上、遺族又は障害年金は課税対象ではありませんが、健康保険では収入とみなします。

60歳未満の収入基準額は130万円未満です。

月額108,333円以下でなければ、被扶養者になれません。

なお、賞与・交通費の支給がある場合【注2】またはその他の収入【注3】がある場合は含めて算出します。



父が死去し、母(70歳・遺族年金月額14万円)が施設に入所することになりました。
月13万円の費用がかかりますが、遺族年金で賄います。母は被扶養者になりますか。

A.23 母の年収は収入基準額未満ですが、被保険者との生計維持関係が認められないため、被扶養者になれません。

被扶養者認定基準(P. 3)をご確認ください。



母(70歳・年金月額10万円)と兄の3人暮らしです。母は兄の被扶養者でしたが、兄が離職したため、母を私(弟)の被扶養者にできますか。

A.24 兄の失業給付金で生活をしている場合は、被保険者(弟)の被扶養者になれません。
つまり、母が主として誰の収入によって生計を維持されているかにより判断します。



同居の母(67歳・年金月額8万円・配偶者と離婚)は、パートを辞めました。
私の収入で生活していますが、母は被扶養者になりますか。

A.25 その他の収入【注3】がなければ被扶養者になります。《認定書類》①②⑥を提出してください。
次のいずれかに該当する場合は、被扶養者になれません。

- ⑦被保険者の収入以外で母が生活する場合(年金で生活する場合など)
- ⑧年間収入が180万円(月額15万円)以上
- ⑨母の年間収入が被保険者の年収の2分の1以上

ただし、その他の収入【注3】がある場合は合算して算出します。

【2】被扶養者の認定を受けている場合

削除の必要があるにも関わらず、削除手続きを行わなかった場合または遅れた場合は、遡って資格を削除し、削除日以後の医療費は返納していただきます。



被扶養者認定を受けている妻(20歳代)が、年の途中からパートを始めました。年末までの収入は、130万円未満です。引き続き被扶養者になれますか。

A.2 税控除の年収の対象期間は1月から12月ですが、被扶養者認定基準の年収は、今後の年間収入見込額を算出して判断します。賞与・交通費の支給【注2】がある場合やその他の収入【注3】がある場合は、合算して算出します。

①月収が108,333円以下の場合…引き続き被扶養者になれます。

②108,334円以上の月がある場合…直近3ヶ月(いずれの月もパート)の平均月収が、108,333円以下であれば被扶養者になれます。

ただし、直近3ヶ月の平均月収が108,334円以上となった場合は、削除手続きをお願いします。

③月収が108,334円以上の場合…被扶養者になれません。削除手続きをお願いします。

削除の必要がある場合は、《削除書類》ⒶⒷを提出してください。

申請対象者が60歳以上【注1】の場合は、(平均)月収が150,000円以上は被扶養者になれません。



被扶養者認定を受けた妻(50歳)はパート月収5万円です。更に月収7万円のパートを始めました。被扶養者はいつから削除しなければなりませんか。

A.27 2か所勤務で月収12万円となつたため、認定基準を満たしていません。

2か所勤務を始めた日をもって、削除手続き(《削除書類》ⒶⒷ提出)をお願いします。



妻(35歳)はパート(日額1万円・月10日)勤務ですが、労働条件が変更(日額1万円・月11日)になりました。このまま被扶養者になれますか。

A.28 11日勤務となつた月から被扶養者になれません。

削除手続き(《削除書類》ⒶⒷ提出)後、国民健康保険に加入してください。



被扶養者認定を受けている妻子と別居中(妻の実家で生活)です。妻の両親に収入があるため、私は援助していません。離婚はまだですが、被扶養者削除が必要ですか。

A.29 離婚していくなくても、被扶養者として認められないため削除手続き（《削除書類》ⒶⒷ提出）をお願いします。



被扶養者認定を受けている妻が年金を受給することになりました。
被扶養者削除の手続きが必要ですか。

A.30 次の条件をすべて満たした場合は、引き続き被扶養者になります。

- ①主として被保険者(夫)により生計を維持されている
- ②妻の年金額が年額180万円未満(その他の収入がある場合は合算額)
- ③被保険者(夫)の年収の2分の1未満

ただし、被扶養者認定を受けている家族の数や、総合的な判断によっては被扶養者になれない場合があります。①～③のひとつでも満たさない場合は削除手続き（《削除書類》ⒶⒷ提出）をお願いします。



大学生の子どもは、現在、被扶養者認定を受けています。
アルバイトを始めましたが、引き続き被扶養者となれますか。

大学生であっても、被扶養者認定基準の年収は、130万円未満です。

A.31 賞与・交通費の支給【注2】がある場合やその他の収入【注3】がある場合は、合算して算出します。

- ①月収が108,333円以下の場合…引き続き被扶養者になります。
 - ②108,334円以上の月がある場合…直近3ヶ月(いずれの月もアルバイト)の平均月収が、108,333円以下であれば被扶養者になります。
- ただし、直近3ヶ月の平均月収が108,334円以上となった場合は、削除手続きをお願いします
- ③月収が108,334円以上の場合…被扶養者にななりません。削除手続きをお願いします。
- 削除の必要がある場合は、《削除書類》ⒶⒷを提出してください。



別居中の大学生の子どもが卒業しました。子どもはアルバイト収入で生活しています。
現在も別居中ですが、正規雇用されるまで引き続き被扶養者となれますか。

A.32 アルバイトであっても、子どもが、主として誰の収入によって生計を維持しているかによって判断することになります。子ども自身がアルバイト収入によって生計を維持しているため被扶養者になれません。削除手続き（《削除書類》ⒶⒷ提出）後、国民健康保険に加入してください。



子どもが就職しましたが、3ヶ月は試用期間(月収15万円)とのことで健康保険に加入できません。本採用まで、このまま被扶養者になっていてもよろしいか。

A.33 就職先の健康保険に加入できない場合でも被扶養者になれません。
削除手続き（《削除書類》ⒶⒷ提出）をお願いします。



母(70歳・遺族年金年額150万円)と同居していましたが、私(息子)の結婚に伴い別居することになりました。引き続き、母は私の被扶養者になりますか。

A.34 同居から別居に変わることにより生計維持関係を見直すことになります。
母が年金で生活する場合は、被扶養者になれません。
被保険者(息子)によって主として生計を維持される場合は、被扶養者になれることがあります、総合的に判断することとなります。



父(58歳無収入)と母(55歳無収入)は、私(息子)の被扶養者です。父がアパート経営を始めたので家賃収入があります。両親は被扶養者でいらっしゃますか。

A.35 不動産によって得られた収入は、必要経費を除いた所得額で判断します。
次の条件をすべて満たしている場合は、このまま被扶養者の認定を受けられます。
⑦主として被保険者(息子)により生計を維持されている
①それぞれの所得が130万円未満
⑦保険者(息子)の年収の2分の1未満
ひとつでも条件を満たさない場合は、削除手続き（《削除書類》ⒶⒷ提出）後、国民健康保険に加入してください。